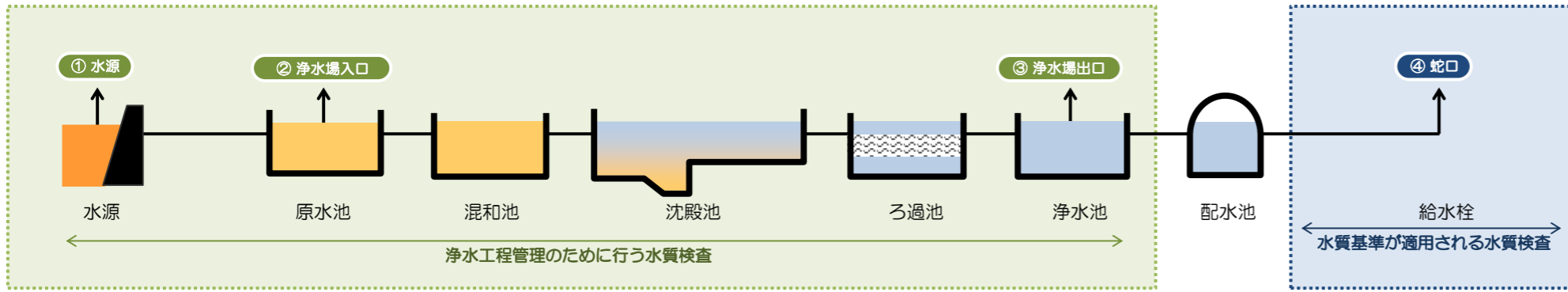


水質検査地点及び水質検査項目・検査頻度



■ 水源・浄水場入口・浄水場出口 浄水工程管理のために行う水質検査項目と検査頻度

【表3】水質検査表 ① 水源 ② 浄水場入口 ③ 浄水場出口

項目番号	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)		
		① 水源	② 浄水場入口	③ 浄水場出口
1	一般細菌	1	12	12
2	大腸菌	1	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	12	12
4	水銀及びその化合物	1	—	—
5	セレン及びその化合物	1	12	12
6	鉛及びその化合物	1	12	12
7	ヒ素及びその化合物	1	12	12
8	六価クロム化合物	1	12	12
9	亜硝酸態窒素	1	—	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	—	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	12	12
12	フッ素及びその化合物	1	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1	12	12
14	四塩化炭素	1	12	12
15	1,4-ジオキサン	1	—	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	12	12
17	ジクロロメタン	1	12	12
18	テトラクロロエチレン	1	12	12
19	トリクロロエチレン	1	12	12
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	1	—	—
21	ベンゼン	1	12	12
22	塩素酸	1	12	12
23	クロロ酢酸	1	12	12
24	クロロホルム	1	12	12
25	ジクロロ酢酸	1	12	12
26	ジブロモクロロメタン	1	12	12
27	臭素酸	—	—	—
28	縮トリハロメタン	1	12	12
29	トリクロロ酢酸	1	12	12
30	ブロモジクロロメタン	1	12	12
31	ブロモホルム	1	12	12
32	ホルムアルデヒド	—	—	—
33	亜鉛及びその化合物	1	12	12
34	アルミニウム及びその化合物	1	12	12
35	鉄及びその化合物	1	12	12
36	銅及びその化合物	1	12	12
37	ナトリウム及びその化合物	1	12	12
38	マンガン及びその化合物	1	12	12
39	塩化物イオン	1	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	12	12
41	蒸発残留物	1	12	12
42	陰イオン界面活性剤	1	—	—
43	ジェオスミン <sup>*3</sup>	1	—	1(表流水のみ)
44	2-メチルイソボルネオール <sup>*3</sup>	1	—	1(表流水のみ)
45	非イオン界面活性剤	1	—	—
46	フェノール類	1	—	—
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	12	12
48	pH値	1	12	12
49	味	—	—	12
50	臭気	1	12	12
51	色度	1	12	12
52	濁度	1	12	12

【表4】水質検査表 ② 浄水場入口 ③ 浄水場出口 ④ 蛇口

項目番号	水質管理目標設定項目	検査計画頻度(回/年)				
		② 浄水場入口		③ 浄水場出口		④ 蛇口
		表流水 <sup>*3</sup>	地下水 <sup>*3</sup>	表流水	地下水	
1	アンチモン及びその化合物	2	—	—	—	—
2	ウラン及びその化合物	2	1	—	—	—
3	ニッケル及びその化合物	12	12	12	12	12
4	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12
5	トルエン	12	12	12	12	12
6	7/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100	2	—	—	—	—
7	亜塩素酸	—	—	—	—	—
8	二酸化塩素	—	—	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	—	—	2	—	—
10	抱水クロラール	—	—	2	—	—
11	農薬類 <sup>*2</sup>	2	—	—	—	—
12	残留塩素	—	—	12	12	12
13	加カル、加カルシウム等(硬度)	12	12	12	12	12
14	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12
15	遊離炭酸	—	—	2	2	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12
17	メチル-tert-ブチル-エーテル(MTBE)	12	12	12	12	12
18	有機物等(過剰な酸加減消費量)	12	12	12	12	12
19	臭気強度(TON)	—	—	2	2	—
20	蒸発残留物	12	12	12	12	12
21	濁度	12	12	12	12	12
22	pH値	12	12	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	12	12	12	12	12
24	従属栄養細菌	—	—	—	—	2
25	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12
26	アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12

\*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。  
 \*2 農薬類は、115項目について検査を行います。  
 \*3 表中の表流水、地下水は水源の別を示します。  
 (表流水) 森山浄水場、十王浄水場  
 (地下水) 諏訪浄水場、みはらし台水道施設  
 \*4 諏訪浄水場は、年1回の検査を行います。

【表5】水質検査表 ① 水源 ② 浄水場入口 ③ 浄水場出口

項目番号	その他の項目	検査計画頻度(回/年)				
		① 水源	② 浄水場入口		③ 浄水場出口	
			表流水 <sup>*2</sup>	地下水 <sup>*2</sup>	表流水	地下水
1	クリプトスポリジウム	—	12	4	4	—
2	ジアルジア	—	12	4	4	—
3	嫌気性芽胞菌 <sup>*3</sup>	—	12	12	—	—
4	ダイオキシン類	—	—	—	1	—
5	生物化学的酸素要求量(BOD)	1	12	—	—	—
6	化学的酸素要求量(COD)	1	12	—	—	—
7	放射性セシウム(Cs134、Cs137)	—	4	—	4	4

\*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。  
 \*2 表中の表流水、地下水は水源の別を示します。  
 (表流水) 森山浄水場、十王浄水場  
 (地下水) 諏訪浄水場、みはらし台水道施設  
 \*3 嫌気性芽胞菌は、クリプトスポリジウム、ジアルジアの指標菌です。  
 【表3】水質検査表(① 水源 ② 浄水場入口 ③ 浄水場出口)  
 \*1 色分けの項目(■の部分)は、自己検査が可能な消毒生成物に係る項目です。  
 \*2 色分けの項目(■の部分)は、自己検査が可能な消毒生成物に係る項目です。  
 \*3 項目番号43のジェオスミン、44の2-メチルイソボルネオールは、藻類発生時期に実施します。

■ 蛇口(給水栓) 水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

【表1】水質検査表 ④ 蛇口

項目番号	水質基準項目	法令に基づく検査頻度	検査計画
			頻度(回/年) ④ 蛇口
1	一般細菌	1回/月	12
2	大腸菌	1回/月	12
3	カドミウム及びその化合物	1回/3箇月	12
4	水銀及びその化合物	—	4
5	セレン及びその化合物	—	12
6	鉛及びその化合物	—	12
7	ヒ素及びその化合物	—	12
8	六価クロム化合物	—	12
9	亜硝酸態窒素	—	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	12
12	フッ素及びその化合物	—	12
13	ホウ素及びその化合物	—	12
14	四塩化炭素	—	12
15	1,4-ジオキサン	—	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	12
17	ジクロロメタン	—	12
18	テトラクロロエチレン	—	12
19	トリクロロエチレン	—	12
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	—	4
21	ベンゼン	—	12
22	塩素酸	—	12
23	クロロ酢酸	—	12
24	クロロホルム	—	12
25	ジクロロ酢酸	—	12
26	ジブロモクロロメタン	—	12
27	臭素酸	—	4
28	縮トリハロメタン	—	12
29	トリクロロ酢酸	—	12
30	ブロモジクロロメタン	—	12
31	ブロモホルム	—	12
32	ホルムアルデヒド	—	4
33	亜鉛及びその化合物	—	12
34	アルミニウム及びその化合物	—	12
35	鉄及びその化合物	—	12
36	銅及びその化合物	—	12
37	ナトリウム及びその化合物	—	12
38	マンガン及びその化合物	—	12
39	塩化物イオン	1回/月	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3箇月	12
41	蒸発残留物	—	12
42	陰イオン界面活性剤	1回/3箇月	4
43	ジェオスミン	1回/月	12(2 <sup>*3</sup> )
44	2-メチルイソボルネオール <sup>*3</sup>	1回/月	12(2 <sup>*3</sup> )
45	非イオン界面活性剤	—	4
46	フェノール類	1回/3箇月	4
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	—	12
48	pH値	—	12
49	味	1回/月	12
50	臭気	—	12
51	色度	—	12
52	濁度	—	12

【表2】水質検査表 ④ 蛇口

項目番号	毎日検査の項目(1日1回以上行う検査)	法令に基づく検査頻度	検査計画
			頻度(回/年) ④ 蛇口
1	色	1回以上/日	365以上
2	濁り	1回以上/日	365以上
3	消毒の残留効果	1回以上/日	365以上

\* 配水系統毎に市民の方に委託して検査します。  
 【表1】水質検査表(④ 蛇口)  
 \*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。  
 \*2 色分けの項目(■の部分)は、毎月1回行う検査(9項目)です。  
 \*3 給水栓の水源が深井戸である場合、藻類発生時期に年2回実施します。

■ 外部委託検査項目

【表6】水質検査表 ① 水源 ② 浄水場入口 ③ 浄水場出口 ④ 蛇口

種別	No.	項目番号	水質検査項目	検査計画
				頻度(回/年)
水質基準項目	1	4	水銀及びその化合物	4
	2	9	亜硝酸態窒素	4
	3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4
	4	15	1,4-ジオキサン	4
	5	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸	1または4 <sup>*2</sup>
	6	27	臭素酸	4
	7	32	ホルムアルデヒド	4
	8	42	陰イオン界面活性剤	4
	9	43	ジェオスミン	1、2または12 <sup>*3</sup>
	10	44	2-メチルイソボルネオール	1、2または12 <sup>*3</sup>
	11	45	非イオン界面活性剤	4
	12	46	フェノール類	4
水質管理目標設定項目	1	1	アンチモン及びその化合物	2
	2	2	ウラン及びその化合物	1または2 <sup>*4</sup>
	3	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
	4	9	ジクロロアセトニトリル	2
	5	10	抱水クロラール	2
	6	11	農薬類	2
	7	15	遊離炭酸	2
その他の項目	8	19	臭気強度(TON)	2
	1	—	クリプトスポリジウム	4または12 <sup>*5</sup>
	2	—	ジアルジア	4または12 <sup>*5</sup>
	3	—	ダイオキシン類	1
	4	—	放射性セシウム(Cs134、Cs137)	4
	5	—	(毎日検査) 色	365以上
	6	—	(毎日検査) 濁り	365以上
7	—	(毎日検査) 消毒の残留効果	365以上	

\*1 【表1】【表2】の「水質基準が適用される水質検査項目」及び【表3】【表4】【表5】「浄水工程管理のために行う水質検査項目」の項目(■の部分)を指します。  
 \*2 水源で年1回、蛇口で年4回の検査を行います。  
 \*3 水源で年1回の検査を行います。水源が地下水の場合は、蛇口で年2回の検査を行います。また、水源が表流水の場合は、浄水場出口で年1回、蛇口で年2回の検査を行います。  
 \*4 水源が地下水の場合は浄水場入口で年1回、表流水の場合は年2回の検査を行います。  
 \*5 水源が地下水の場合は浄水場入口で年4回の検査を行います。また、表流水の場合は浄水場入口で年12回、浄水場出口で年4回の検査を行います。